

平成 30 年度滋賀県環境審議会総会概要

- 1 開催日時 平成 30 年（2018 年）6 月 12 日（火） 10 時 00 分から 11 時 30 分
- 2 開催場所 滋賀県庁東館 7 階 大会議室（大津市京町四丁目 1 番 1 号）
- 3 出席委員 新井委員（代理）、荒木委員、池田喜委員、石上委員、石谷委員、鶴飼委員、潁川委員、大塚委員、奥田委員、小畑委員、金谷委員、金子委員、菊池委員、木村委員、籠谷委員、酒井委員、芝原委員、島田委員、清水委員、竹内委員、辻委員、中野委員、中村委員、西川委員、西野委員、仁連委員、橋本委員、平山委員、前畑委員、松四委員、森委員（代理）、山川委員、山田委員、山本委員、吉積委員（以上 35 名）
- 4 議事
 - （1）所属部会の指名について
 - （2）「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」の改正について（諮問）
 - （3）滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第 4 次）の策定について（諮問）
 - （4）各部会の活動概要について（報告）
 - （5）その他

【配布資料】

- 資料 1 滋賀県環境審議会委員名簿、配席表・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
資料 2 滋賀県環境審議会条例、滋賀県環境審議会議事運営要領・・・・・・・・・・P3
資料 3 各部会の活動概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11

別紙 議題（1）滋賀県環境審議会委員部会割名簿

別紙 議題（2）「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」の改正について（諮問）

別紙 議題（3）滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第 4 次）の策定について（諮問）

5 議事概要

滋賀県環境審議会条例（以下、「審議会条例」という。）第 4 条第 2 項の規定に従い、審議会委員の互選により、審議会の会長、副会長を選任。

この結果、会長に仁連委員、副会長に西野委員が選任された。以降、審議会条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、仁連会長を議長として議事が進行された。

（1）所属部会の指名について

審議会条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、各委員の所属部会について、各委員の専門や経歴を考慮のうえ、仁連会長より指名があった。

（2）「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」の改正について（諮問）

事務局が別紙 議題（2）に基づき、平成 30 年（2018 年）6 月 12 日付けで諮問のあった「ふ

るさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例の改正について」説明。

本件については、滋賀県環境審議会議事運営要領第5条の規定に基づき、自然環境部会に付議することとなった。

(3) 滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第4次）の策定について（諮問）

事務局が別紙 議題（3）に基づき、平成30年（2018年）6月12日付けで諮問のあった「滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第4次）の策定について」説明。

本件については、滋賀県環境審議会議事運営要領第5条の規定に基づき、自然環境部会に付議することとなった。

(4) 各部会の活動概要について（報告）

各部会担当事務局から資料3に基づき順次報告。

委員

琵琶湖総合保全部会の活動概要で説明のあった「琵琶湖ハンドブック」と「琵琶湖ハンドブック 概要版」（平成30年3月発行）について、本審議会委員全員への配布をお願いします。

事務局（琵琶湖保全再生課）

本日、この場で配布する。

委員

小学生向けの「琵琶湖ハンドブック」は作成されているのか。

事務局（琵琶湖保全再生課）

平成30年3月に発行した「琵琶湖ハンドブック 概要版」は、小学校高学年を対象としており、教育委員会等とも相談のうえ、作成している。概要版の発行部数は15,000部であり、今後は環境学習等にも積極的に活用していきたいと考えている。

委員

17ページの「温室効果ガス総排出量」について、二酸化炭素換算とは、二酸化炭素と比較して温室効果の影響が異なるメタン等の物質については、地球温暖化係数を考慮して計算した数字ということか。

事務局（温暖化対策課）

そのとおりである。

委員

17ページの図表2に、国や県の目標値を記入した方がわかりやすいのではないか。

事務局（温暖化対策課）

16 ページのグラフには目標値を記載しているが、次回からはこちらにも記載するようにする。

委員

29 ページの報告事項の中に、琵琶湖流域水循環モデルを用いて、平成 28 年度の水質状況を再現したとあったが、どの程度再現できたのか。

事務局（琵琶湖政策課）

平成 28 年度の水質状況は一定再現できた。平成 28 年度に策定した第 7 期湖沼計画では、このモデルを用いて 5 年先の水質状況の予測を行った。

委員

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例で、駐車面積が 500m² 以上の駐車場については、アイドリングストップ啓発のための看板等を設置しなければならないと定められているが、中小企業では、それができていないところが多い。中小企業に対する本条例の周知は、どのようにしているのか。

事務局（温暖化対策課）

開発行為の申請の際、本条例の対象となる申請者に対して周知を行っている。また、ホームページでの啓発等も行っている。

委員

現実には、条例遵守できていない中小企業が多いと思われるので、周知を積極的に行っていただきたい。

委員

琵琶湖の水位操作について、国との検討状況の進捗を教えてほしい。

事務局（琵琶湖保全再生課）

琵琶湖保全再生計画を策定する際、国と協議を重ねた。現在においても、国土交通省と協議を重ねているところである。

委員

検討中ということによろしいか。

事務局（琵琶湖保全再生課）

現在、研究成果を国に訴えている状況である。この研究成果を基に、国と協議していく。

会長

魚の産卵期に水位操作を実験的に変える等といった実験はできないか。これにより、協議に必要なデータがそろってくると思う。魚は増殖力が高い生き物であるにも関わらず、数が減少しているのは問題であると認識している。

事務局（琵琶湖保全再生課）

現在、河川法に基づき、順応的に管理しているところである。また、県でホンモロコ等について研究を行っているところである。

委員

60 ページのマザーレイク 21 計画の総括について、市民・NPO・事業者の評価や課題意識をどのように把握して、この総括に盛り込もうと思われているのか。

事務局（琵琶湖保全再生課）

マザーレイクフォーラムの運営委員会のメンバーと相談させていただきながら、一番望ましい方向を考えたい。

委員

前回の改定の際の市民ワークショップについて検証し、次回の改定の際には、により広く意見を聞き、コアに活動している方々には、その地域での課題を教えていただくというスタンスのもとで、県の優先的な政策を決める資料としたらよいと思う。

事務局（琵琶湖保全再生課）

ご意見を参考にする。

委員

一点目は、温室効果ガスの排出量が削減されたのは、県内での啓蒙活動の成果であると考えられるが、どのような啓蒙活動が効果的であったかについて記載していただけたら、市民も活用しやすい。二点目は、琵琶湖についての環境学習の機会は小学生向けには多くあるが、未就学児向けはないので、未就学児向けにも行っていただきたい。

事務局（温暖化対策課）

家庭部門、運輸部門、産業部門、業務部門に分けて地球温暖化対策の啓発活動を行っている。家庭部門については、「うちエコ診断」、出前講座、ポスターアイデアの募集等を行っている。運輸部門については、次世代自動車の普及啓発を行っている。産業・業務部門については、条例に基づき、自社での省エネの取組を毎年報告していただいている。これらの成果により、温室効果ガスの排出量が削減されたと考えている。これらの啓発活動についても記載するようにする。

事務局（琵琶湖保全再生課）

県では、幼稚園・保育園の先生向けに自然体験学習の研修を実施し、未就学児の自然体験の学習を促進している。

また、今年は、「びわ湖の日」である7月1日から「山の日」である8月11日まで、琵琶湖に関する事業を推進していく予定である。この取組の中で展開される幼児や小学校低学年向けの自然体験等のイベントについて、その内容を冊子にとりまとめ、6月後半に発信する予定である。

(5) その他

事務局（環境政策課）から資料13ページ（第五次環境総合計画の骨子（案）（イメージ図））に基づき説明。

委員

一点目は、PDCAのC（評価）がこれまであまりされていないように思う。二点目は、Doについて、抽象的にしか書かれていないので、具体的にどう行動すべきかがわかりにくい。

会長

意見を参考に、計画に活かしていただきたい。

本日本日予定していた議事は以上である。

（以上）